

ざっくり和解事例紹介(まとめ)

H26.8～R3.4

日付	和解例№	内容・解説	解説
H26.8.1	№220 除染費用	原町区の市街地にある自宅敷地の庭木伐採・下草刈取りなどの除染被が賠償されました。 (除染実施期間:平成24年8月2日～13日)	
H26.9.1	№897 就労不能損害	原町区(旧緊急時避難準備区域)の勤務先が原発事故のため経営難に陥り、人員整理の対象となって退職を余儀なくされた50歳代後半の申立人について、勤務期間が長く、原発事故がなければ定年まで就労継続の蓋然性があったこと、申立人の年齢からして再就職が困難であることを考慮し、退職の4年後である平成28年7月末までの就労不能損害が賠償された。	
H26.10.1	№792 財物損害	旧緊急時避難準備区域(原町区)の農村部から避難した申立人について、避難中に自宅の中を猪等に荒らされたことによる自宅建物、家財等の損壊と原発事故との因果関係を認め、修繕費用が賠償された。	
	№915 財物損害	特定避難勧奨地点の設定を受けた申立人の自宅土地建物について、申立人の家族(父母と未就学児を含む子供3人)が設定の解除まで事実上自宅に居住できなかったとして、特定避難勧奨地点の設定期間を踏まえた一定の価値減少を認め、財物賠償が賠償された。	
H26.11.1	№433 営業損害	警戒区域(浪江町)で農作業の手伝いをし、手間賃をもらっていた申立人について、確定申告書、領収書等の客観的資料が無い限り損害を認めることが困難との東京電力の主張を排斥し、申立人及び作業依頼者の陳述に基づき営業損害が賠償された(対象期間:平成24年1月1日～12月31日)。	
H26.12.1	№945 精神的損害	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)から福島市に避難した申立人ら(夫婦と子3名)について、次女が福島市内の高校に入学したことから、避難継続の必要性を認め、次女が高校を卒業した平成26年3月までの精神的損害が賠償された。	

ざっくり和解事例紹介(まとめ)

H26.8～R3.4

日付	和解例№	内容・解説	解説
H27.1.1	№924 生活費増加費用	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住し、自宅近隣の田畑で自家消費用の米の作付けや野菜の栽培をしていた申立人について、原発事故後、居住地の放射線量の高さなどから、放射性物質による汚染の危険性を懸念して米の作付けや野菜の栽培をやめ、商店から米や野菜を購入したことに合意性を認め、平成26年3月までの米や野菜の購入費用が賠償された。	
H27.2.1	№816 精神的損害	旧警戒区域から避難した複数の母子家庭世帯について、母子家庭で就労する母親や保育を要する子らに関して、原発事故前には親族、社会から得られていた周囲のサポート環境や就労環境の原発事故後の悪化等の事情に応じて、精神的損害の月額3割から9割の増額が認められた。	
H27.3.1	№787 精神的損害	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)から避難した申立人ら(乳児を含む親子)について、家族別離や、育児を恒常的に一人で行わなければならない事情等を考慮して、母親については月額6万円を増額するなど精神的損害が増額して賠償された。	
H28.4.1	№1121 精神的損害	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住していたが、申立人母子は県外へ避難し、申立人父は事故前の居住地にとどまった。申立人らについて、原発事故により家族分離を余儀なくされたこと、子が避難先の高校に入学した等の事情を考慮して、申立人母子につき子が高校を卒業する平成27年3月までの避難継続を認め、申立人母子に避難慰謝料が賠償された。	
H28.5.1	№1107 生活費増加損害	旧緊急時避難準備区域(原町区)に居住しており、申立人母子のみが会津地方に避難した。申立人らについて、未就学児を含む子供2人を連れての避難であること等の事情を考慮して、平成27年5月分までの生活費増加分(面会交通費及びその関連費用等)、庭木についての除染費用等の賠償が認められた。	

ざっくり和解事例紹介(まとめ)

H26.8～R3.4

日付	和解例№	内容・解説	解説
H28.6.1	№1073 除染費用	旧緊急時避難準備区域(原町区)に居住し、平成26年11月に除染のために屋敷林を伐採した申立人の伐採費用について、市による除染の実施状況、除染前後の放射線量や、小・中学生の孫と同居していること等の事情を考慮し、伐採費用全額の賠償が認められた。	
H28.7.1	№1098 生活費増加損害	旧緊急時避難準備区域(原町区)からいわき市に避難した申立人ら母子について、未就学児を含む子供3人を連れての避難であること等の事情を考慮して、平成27年4月分までの生活費増加分(交通費)の賠償が認められた。	
H28.8.1	№1146 除染費用	旧緊急時避難準備区域(鹿島区)所在の申立人所有の自宅建物について、平成26年12月に実施した雨どいの掛替工事代金の一部が除染費用として賠償された。	
H27.9.1	№1122 生命身体的損害、精神的損害等	被相続人は地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域(鹿島区)に居住し、旧緊急時避難準備区域(原町区)の病院に通院して人口透析治療を受けており、車椅子を利用していた。被相続人は、本件事故により上記病院において車椅子の患者の受入が困難になったため、複数の病院への入院を余儀なくされた。 相続人である申立人らに対して、死亡までの間に被相続人が被った避難慰謝料(増額部分含む)、入院慰謝料等が賠償された。	
H28.10.1	№1037 精神的損害・就労不能損害等	申立人は、旧緊急時避難準備区域の病院で勤務していたが、原発事故後に勤務状態が過酷となったことなどからうつ病を発症し、平成24年12月に退職した。 この申立てについて、精神的損害の増額や通院慰謝料のほか、就労不能損害として原発事故前の収入の2年分全額の賠償が認められた。	
H28.11.1	№837 生命身体的損害等	旧緊急時避難準備区域(原町区)に住んでいた申立人は、旧警戒区域の歯科医院で歯列矯正及び虫歯治療を継続受診中に避難を余儀なくされた。更に帰還後も原発事故によって同医院が閉鎖していたため、治療の中断など症状が悪化し、他院への通院回数が増加した。以上を考慮し、通院交通費増加分、通院慰謝料などが賠償されました。	

ざっくり和解事例紹介(まとめ)

H26.8～R3.4

日付	和解例№	内容・解説	解説
H28.12.1	№1161 生活費増加費用	旧緊急時避難準備区域(原町区)から避難した申立人らについて、避難後に死亡した親族の納骨を平成27年5月に相馬市で行うために支出した、避難先から交通費及び宿泊費のうち、事故と相当因果関係を有すると認められる部分について賠償された。	
H29.1.1	№1189 就労不能損害	申立人は、旧緊急時避難準備区域(原町区)の工場に勤務し、日給による給与の支給を受けていた。しかし、原発事故の影響で収入が減少し、加えて工場が平成27年3月に廃業となったため退職を余儀なくされた。申立人の就労不能損害について、廃業前につき減収分(影響割合10割)が、廃業後につき事故前の収入の一部(平成27年3月から同年8月分まで影響割合5割、同年9月から平成28年2月まで影響割合3割)が賠償された。	
H29.2.1	№1192 精神的損害等	旧緊急時避難準備区域(原町区)から小学校以下の子供ら連れ避難した申立人らについて、同地区の地理的特性、汚染状況や除染状況等から、同地区の小中学生がほとんど帰還しておらず、仮に帰還したとしても子供らの日常生活が相当程度制限されることを考慮し、平成24年9月以降の避難継続の合理性を認め、避難費用や子供らの精神的損害が賠償された。	
H29.3.1	№1141 営業損害	旧緊急時避難準備区域で、菓子を製造販売していた申立人が原発事故前は原材料を自ら栽培し又は避難指示区域内から入手していたところ、これが不可能となり、事故前と同等の品質及び数量の原材料を仕入れることも困難であったため、営業の継続を断念したことについて、原発事故の影響割合を8割として廃業損害が賠償された。	
H29.4.1	№1062 生活費増加費用等	鹿島区に居住し、会社勤務をしつつ兼業農家を営んでいた申立人について、原発事故後、勤務先営業所の移転によって単身赴任を余儀なくされたことなどで田の管理が困難になったとして、原発事故後に購入した除草等の機械代金の一部が賠償された事例。	
H29.5.1	休載		

ざっくり和解事例紹介(まとめ)

H26.8～R3.4

日付	和解例№	内容・解説	解説
H29.6.1	№1210 精神的損害	旧緊急時避難準備区域(川内村)から避難した申立人家族について、事故前住居地近隣の小学生の帰還率が低いこと等から、申立人らのうちの事故時小学生だった子が小学校を卒業する平成27年3月時点まで、避難を継続すべき特段の事情を認め、同月分まで家族全員につき月額10万円の精神的損害が賠償された。	
H29.7.1	№1214 住宅確保損害に準ずる損害	居住制限区域(浪江町)の賃貸住宅に居住していたが、娘の住む関東地方に避難後、平成23年5月に避難先で娘が購入資金の一部(1,000万円)を申立人から贈与を受けて購入した住居に居住している申立人について、中間指針第四次追補の住居確保に係る損害に準ずるものとして、避難先地域の家賃相場に照らした想定賃料額と原発事故前に居住していた賃貸住宅の賃料との差額の8年分が賠償された。	原発事故当時20km圏内で借家にお住まいだった方を対象とする住宅確保損害賠償(新しい住居と従来の住居の家賃の差額8年分等の賠償)に関して賠償が認められた事例を紹介します。
H29.8.1	№1221 修繕費用	旧緊急時避難準備区域(原町区)所在の申立人の自宅について、地震で屋根が破損し、避難生活中に雨漏りが生じたために必要となった内装修理工事に関し、本件事故の影響割合を8割、内装修理工事を実施することによる原発事故前と比較した価値の増加分を1割として、工事費用の7割2分が賠償された	
H29.9.1	№1220 日常生活阻害慰謝料	原発事故当時、帰還困難区域(富岡町)の実家に住民票をおきながら、平成22年4月から平成26年3月まで大学進学のため関東地方に居住していた申立人について、その実家は申立人が将来同居することが可能となることを考慮して建てられたものであったこと、原発事故前に申立人が大学の長期休暇中は帰省し実家で過ごしていたこと、申立人が大学卒業後に県内で就職していること等を考慮し、原発事故がなければ大学卒業後に富岡町の実家で生活した蓋然性が高いとして、平成26年3月から同年11月までの生活費増加分につき実際の増加額分、平成26年4月分から平成28年4月分までの日常生活阻害慰謝料につき、中間指針等記載の月額10万円の3割の範囲で賠償された。	原発事故当時、賠償対象区域外に住んでいた方に対して、大学卒業後区域内の実家に戻っていた蓋然性が高いことから、月10万円の慰謝料の一部が認められた事例です。 実際には、区域外に居住していた方が、区域内の居住に戻れないことの精神的苦痛も賠償の対象となりうると考えられる。

ざっくり和解事例紹介(まとめ)

H26.8～R3.4

日付	和解例№	内容・解説	解説
H29.12.1	№119 月10万円が延長？	原町区から避難した家族について、避難元の地区の小学生がほとんど帰還しておらず、仮に帰還したとしても子供らの日常生活が相当程度制限されることを考慮して、平成26年9月までの避難費用や子供らの精神的損害が賠償された。	学校や就職などで避難が続いた場合には、ADRセンターへの申立てによって、月10万円の精神的損害賠償の延長が認められる場合があります。 ここでは、帰還した場合の就学環境に注目し、精神的損害賠償の延長を認めています。
H30.1.1	№1122 病気で避難を続けた	鹿島区に住み、原町区の病院で人工透析治療を受け、車椅子を利用していた方に、平成25年6月30日までの避難慰謝料（増額分含む）が賠償された。	避難先でなければ病気の治療が続けられない場合に、避難を続ける必要性が認められる場合があります。 この事例では、市内の病院への通院が困難になったことに注目して、鹿島区の方に月10万円の精神的損害賠償の延長が認められています。
H30.2.1	№354 介護は増額の理由！	要支援2の状況となった高齢者と、介護負担が生じたその家族について、共に日常生活阻害慰謝料が増額された。 自宅が小高区で、避難したことによって従来の家事や農作業ができなくなったために体力が低下し、要支援2の状況となった。	介護する方・される方が市内から避難した場合、避難生活の大変さから、月10万円の精神的損害の増額が認められる場合があります。 この事例では、東京電力への直接請求では増額されない、要支援認定の方も慰謝料の増額を認めています。
H30.3.1	№773 米野菜に関する賠償	鹿島区から避難した方について、原発事故によって自家栽培の干し柿や野菜を知人へ譲ることができなくなり、謝礼の受け取りが減少したことによる休業損害、農機具の財物損害、生活費増加分等が賠償された。	自家消費分の米・野菜・果物などが作れなくなった場合には、食費の増加額分や譲った時の謝礼金分が賠償される可能性があります。 この事例では、避難によって作れなくなった自家消費分の干し柿や野菜等の謝礼金分や食費の増加分の賠償が認められています。
H30.4.1	№1205 事故後の過酷勤務	過酷な勤務状況で生じた負担についての慰謝料として一時金30万円が賠償された。申立人は原町区に居住し、一度避難したが、平成23年3月中に帰還し、その後同区内の病院で清掃業務に従事していた。	避難せずに市内にとどまり、仕事を続けていた方は、原発事故の影響で昼食の時間もなく、残業が増えたなど、勤務が過酷になったことによる賠償が認められる可能性があります。 この事例では、過酷な勤務の負担による慰謝料を認めています。
H30.5.1	№1221 自宅の修理費用	原発事故の影響が一部認められ、原町区所在の自宅の内装修理工事費用72%(約69万円)が賠償された。この自宅は地震で屋根が破損し、避難生活中に雨漏りが生じていた。	市内の20km圏外の方に対する直接請求による自宅の補修・清掃の賠償は、原則として平成25年3月末までに実施した作業が対象で、定額の場合30万円が賠償されます。 この事例では平成27年に実施した工事について、直接請求の定額賠償を超える金額の実費賠償が認められています。

ざっくり和解事例紹介(まとめ)

H26.8～R3.4

日付	和解例№	内容・解説	解説
H30.6.1	№1150 廃業費用等の賠償	3年分の廃業損害として1,160万円と会社の本社兼工場解体費用等一部300万円が賠償された。 申立てをした会社は、原町区で縫製業を営んでいたが、平成27年3月に廃業した。 主要取引先も原発事故の影響で廃業し、新しい固定の取引先が見つからなかったことなどの事情から、原発事故のために廃業したと認められた。	この事例では、原発事故の影響で、事業が継続できず廃業したことによる損害に、失った将来分の収入を考慮した賠償が認められています。
H30.7.1	№1231 避難しなくても増額	夫に平成23年3月から平成24年8月まで、月額1万5,000円が増額され、妻に一時金として25万円が賠償された。 申立人夫妻は、原町区から一時避難をした後、平成23年4月に帰宅した。 夫は身体障害(4級)を有し、妻には持病があった。帰宅後に、原発事故前と同様の医療が受けられなかったことなどの事情が考慮された。	この事例では、避難を続けなかった方にも、病気や障害を理由に月10万円の精神的損害賠償の増額を認めています。
H30.8.1	№1146 賠償される自主除染	鹿島区所在の申立人所有の自宅建物について、平成26年12月に除染のために実施した雨どいの掛替工事代金の一部である約24万円が賠償された。	この事例では、直接請求では認められない時期(平成24年10月1日以降)や方法で行った自主除染作業の費用が賠償されています。 他にも、屋敷林の伐採(1042)や芝生撤去・植栽工事、生垣手入れ(1228)、屋根の葺き替え工事費用(1255)などが賠償された事例があります。
H30.9.1	№1279 再就職するまでの賠償	平成28年3月分から同年9月分までの給与の減収について、そのうちの5割が原発事故の影響によるとして、58万円が賠償された。 申立人は、小高区に住み、タクシー会社の正社員だったが他県に避難したために退職した。 申立人は、原発事故時60歳代で、避難先では土地勘がなく同種の仕事をすることが難しいこと等が考慮された。	この事例では、東京電力への直接請求では認められない平成28年3月以降の給与の減収分の賠償を認めています。
H30.10.1	№1328 避難による体調悪化	夫が入院先を退院した平成23年7月以降の慰謝料として、症状改善がみられた平成26年3月までの間、夫につき月額2万円(合計66万円)、妻につき月額1万円(合計33万円)が賠償された。 鹿島区から避難した夫婦について、避難生活により夫の既往症が悪化し、身体機能が低下したことが考慮された。	この事例では、避難によって持病が悪化したことによる身体機能の低下に対して、月10万円の慰謝料とは別の慰謝料が認められました。

ざっくり和解事例紹介(まとめ)

H26.8～R3.4

日付	和解例№	内容・解説	解説
H30.11.1	№1326 通園・通学費用の増加	原町区に居住する申立人が、原発事故後、自宅近くの幼稚園が休園したために、子どもを遠方の幼稚園に通わせるための通園費用(ガソリン代)が平成29年3月分まで賠償された。 自宅と休園中の幼稚園がある地区の児童の帰還率が他の地区と比べて低いことなどから、原発事故の影響によって休園中の幼稚園が再開されないものと判断された。	この事例では、避難した場合でなくても、原発事故のために、より多くかかるようになった幼稚園の通園費用が賠償されています。
H30.12.1	№1164-1 宅地・建物の賠償	原町区に居住し、自宅が特定避難勧奨地点に指定された申立人世帯について、自宅の土地・建物分として約6,900万円、家財分として505万円が賠償された。 特定避難勧奨地点に設定されたことにより、事実上自宅に居住できなかったとして同地点の設定期間を踏まえた一定の価値減少が認められた。	この事例では、20km圏外の特定避難勧奨地点に指定された世帯に、自宅の土地・建物と家財の価値の一部が下がったことによる財物賠償が認められました。
H31.1.1	№1310 避難継続による賠償	20km圏外の原町区から避難した夫婦について、避難先での通院の必要性や、平成27年12月に子が生まれたこと等から避難継続の事情を認め、平成27年4月から平成28年3月までの避難先の家賃約93万円が賠償された。 妻については、長年勤めた元の勤務先なら、通院しながら勤務できた可能性がある等の事情から、同期間分の就労不能損害約56万円が賠償された。	この事例では、平成28年3月までの長期にわたる避難継続の合理性や、給与の減収分の賠償が認められています。
H31.2.1	№995 営業所増設費の賠償	市内で美容用品の販売等を営む申立会社について、福島県内に営業所を増設した営業所開設費用、賃料等の一部の450万円が賠償された。 営業所の増設は、避難による従業員の退職、避難先からの遠距離通勤による従業員の負担の増大等といった状況の中で、事業を維持していくために必要な措置であったことが認められた。	この事例では、原発事故と関係のない事業拡大であるとされ、直接請求では認められない営業所の増設費用の賠償が認められています。
H31.3.1	№1046 避難を続ける事情	平成23年3月から平成26年12月までの精神的損害として長男の妻に352万円、親夫婦と長男に280万円が賠償された。 家族は原町区で同居していた。親夫婦・長男と、長男の妻・長男夫婦の子らは別々に避難した。 父と長男が、一時操業停止後に再開した旧警戒区域の工場に戻れないこと、長男夫婦の子らが幼少であることなどから、避難を続ける必要があると認められた。	この事例では、仕事と子供の関係で月10万円の慰謝料の延長が認められています。

ざっくり和解事例紹介(まとめ)

H26.8～R3.4

日付	和解例№	内容・解説	解説
H31.4.1	№1395 家賃賠償の可能性	原町区から避難した申立人らについて、平成30年3月分までの家賃等73万円及び水道光熱費の増加分15万円が賠償された。発達障害を抱える申立人の子供が、避難先の小学校の特別支援学級に通級していた。子供が引き続きこの学級で就学し続ける必要があること等の事情を考慮し、避難継続の合理性が認められた。	この事例では、避難を続ける特別な事情があるとして、20km圏外の方への仮設・借上げ住宅の供与終了後の平成29年4月以降の家賃の賠償が認められました。
R1.5.1	№1412 鹿島区からの避難者	鹿島区の30km圏外から避難した結果、家族が離れ離れになり、平成26年8月頃に帰還した申立人らに次の賠償がされた。 ▼平成23年9月分までの避難による精神的損害の増額分 約18万円。生活費増加分として水と自宅で作れなくなった米の購入費分 7万6,000円 ▼平成24年5月分までの離れた家族同士が会うための交通費 約8万円 ▼避難先からの帰還交通費 約2万6,000円	この事例では、鹿島区の30km圏外の方に対して直接請求の基準を超える賠償が認められました。
R1.6.1	№1429 家族の別離での増額	20km圏外の新町区に居住していた家族に①平成24年8月までの日常生活阻害慰謝料を家族別離を理由に増額し(各人に毎月3万円)、②18歳以下の子がいたことから、平成27年3月まで避難継続の増額費用で世帯に月3万円を認めました。	直接請求では平成24年8月まで月額10万円ですが、ADR申立てをすれば、個別の事情により増額が認められます。
R1.7.1	№1368 事業者の廃業と追加賠償	30km圏内(新町区)で経営していた飲食店を事故の影響により平成27年3月に廃業。損害として①廃業損害(逸失利益の約2年分)、②廃業に伴う建物設備の解体費用の約8割が認められました。	営業損害に関する和解事例です。損害賠償は認められるか、ゼロかと考えがちですが、ADRでは原発事故が影響した割合を考慮し、請求金額の8割というような中間的な解決も行われています。東京電力への直接請求での賠償金額に納得がいかない方はADRの活用をご検討ください。
R1.8.1	№820 要介護者の慰謝料増額	旧緊急時避難準備区域から避難した、認知症で要介護4の母親とその主たる介護者である妻には月額20万円、その夫には月額18万円を認めた事例(平成25年1月まで)。	介護度が高い方とその介護者に大幅な慰謝料増額が認められた事例です。慰謝料が増額されるのは介護負担が考慮されるためです。要介護者だけでなく、介護者にも慰謝料の増額が認められます。介護が必要な場合は増額が考慮されるので、家族の中に知的障がい、発達障がい、身体障がいの方がいる場合も増額された事例があります。

ざっくり和解事例紹介(まとめ)

H26.8～R3.4

日付	和解例№	内容・解説	解説
R1.9.1	№1462 生命身体損害の慰謝料	旧緊急時避難準備区域の居住者の生命身体損害(入通院慰謝料)につき、実通院日数の3・5倍を通院期間として算定し約75万円の慰謝料を認めた事例です(原発事故の影響を4割としています)。	実通院日数が50日だとすると、直接請求では、現在は入通院した日数に応じて1日4,200円とするので、21万円の慰謝料となります。(4,200×50)。本和解事例の考え方では、実通院日数の3・5倍の175日(50×3・5)が通院期間となり、基準表で計算すると約114万円の慰謝料となります。
R1.10.1	№1540 営業損害(商圈人口減少)	旧緊急時避難準備区域内の店舗の営業損害(逸失利益)について、原発事故に伴う商圈内住民の避難による人口減少の事情を考慮し、平成28年9月分から平成29年8月分まで賠償された事例です(原発事故の影響割合を当初は6割、後には5割としています)。	・避難による商圈の人口減少を理由として営業損害が認められた事例はほぼありませんので、事例として参考になります。 ・原発事故の影響は割合で考慮されていて、100%の請求は認められていません。
R1.11.1	№1546 家の劣化のリフォーム代	旧緊急時避難準備区域に居住し、疾病等の事由により平成24年9月以降も避難を継続。避難中に劣化して補修を要するようになった自宅に帰還するに当たり、平成30年7月頃実施したリフォーム工事費の一部(100万円)が賠償された。	避難等に伴って自宅が管理不能となった為の補修・清掃費用の賠償は、直接請求では定額30万円とされています。しかし、原状回復の必要性、合理性があれば、和解事例のように比較的高額な賠償が認められます。
R1.12.1	№1522 事故後増収増益でも賠償	自主的避難等対象区域の会社全体の売上高・売上総利益は原発事故前よりも増収増益だったが、米の集荷等の事業は減収しているとして、平成29年3月分から平成30年2月分までの営業賠償を認めた(原発事故の影響割合3割)。	会社全体での増収増益の場合は、直接請求では営業賠償が認められませんが、ADRでは事業ごとの減収状況を考慮した和解案が提案されます。平成30年2月分までの営業賠償を認めた点も参考になります。
R2.1.1	№1564 鹿島区の就労不能損害	鹿島区に居住し、相馬市の就労先に勤務していた方の和解事例です。就労先が原発事故で規模縮小となって解雇されました。再就職しましたが、事故前の給与より低かったため、差額を請求したところ、ADRでは平成29年2月までの差額請求を認めました。原発事故の影響割合を考慮して減額された期間も含みます。	30km圏外の就労不能損害は直接請求では平成24年末までとされていますが、それ以降の大幅な延長を認めた点に意義があります。
R2.2.1	№1575 風評被害による営業損害	30km圏外で農業を営む方の和解事例です。風評被害で柿の売り上げが減少しましたが、他の農作物は震災前よりも売り上げが増加したため、東京電力に賠償を拒否されました。しかし、ADRでは柿の平成30年分の賠償を認めました(原発事故の影響割合は8割とされています)。	①行政による出荷制限のない農作物でも、風評被害による賠償が認められています。 ②全体の売り上げが上昇していても、売上減少分野があれば賠償が認められています。
R2.3.1	休載		

ざっくり和解事例紹介(まとめ)

H26.8～R3.4

日付	和解例№	内容・解説	解説
R2.4.1	№1532 慰謝料の期間延長	旧緊急時避難準備区域の居住者に平成25年6月分までの日常生活障害慰謝料を認めた事例。	旧緊急時避難準備区域の日常生活障害慰謝料は、平成24年8月末までとされることが多いのですが、①勤務先が他県に移住した、②勤務先を退職したという事情が考慮され、ADRで慰謝料の期間延長が認められました。
R2.5.1	№1629 体調を崩した中での子育て	鹿島区の居住者に月額3～4万円の精神的慰謝料の増額を認めた和解事例です。	子育て中で避難した方に参考となる和解事例です。夫と妻子が別々に避難せざるを得なくなったことが、増額の理由として考慮されています(夫には月額3万円の増額)。避難により子は精神的に落ち込み、妻も体調を崩した中での避難生活でした。そのことが考慮されて、妻子には月額4万円の増額が認められました。
R2.6.1	№1535 障がい者・高齢者の介護	避難指示解除準備区域の居住者に月額10万円の日常生活障害慰謝料の上乗せ(月額1.5万円～3万円)を認めた和解事例です。	ADRでは、家族に精神障がいの方と要介護認定を受けていた方がいたため、介護負担を考慮して慰謝料の増額が認められています。家族に病気の方、妊娠していた方がいた場合や、家族が離れ離れに避難した場合でも同様です。また避難指示解除準備区域でなくても、慰謝料の上乗せが認められます。
R2.7.1	№1583・1638 ペット喪失の慰謝料	ペットを喪失したことで10万円の慰謝料を認めた和解事例です。	避難生活を余儀なくされたことでペットと離別または死別してしまった場合に、ADRでは精神的苦痛の程度によってペット喪失の慰謝料が認められます。なお、紹介した和解事例はいずれも避難指示区域内のものです。ペットの生存のために追加の費用がかかった場合にも賠償が可能です。ペットを親族に預けざるを得ない状況になったとして、親族に支払った謝礼金が認められた例があります(和解事例1209)。
R2.8.1	№1649 避難継続の必要性	旧緊急時避難準備区域の居住者に平成26年3月分までの日常生活障害慰謝料を認め、慰謝料の延長分1人あたり190万円が認定された事例です。	同区域の慰謝料は、平成24年8月末を終期とするが通常ですが、就学や就職、介護などの理由で避難を継続する必要がある場合は、それ以降も慰謝料が支払われる可能性があります(ADRへの申立てが必要です)。本件では父親が避難先で就労していたことが考慮されました。
R2.9.1	№1538 住民票上の住所と実際の住所が違ふ場合の賠償	実際の居住時と住民票上の住所が違っていたが、近隣住民の陳述書や公共料金の契約状況などから実際の居住地を基準とした賠償請求が認められた事例です。	原発事故時点の住民票の住所が重視され、実際の居住地を基準とした賠償が東京電力に拒否されることがあります。ADRでは、資料で実態に即した判断を行いますので、東京電力との和解で賠償が認められる可能性があります。近隣の方の供述も資料となります。

ざっくり和解事例紹介(まとめ)

H26.8～R3.4

日付	和解例№	内容・解説	解説
R2.10.1	№1659 自家消費野菜の賠償	自家消費野菜を原発事故後栽培ができなくなったことから、約32万円の賠償がADRで認められた事例です(旧緊急時避難準備区域)。	・生活費増加費用につき平成27年3月まで認めたのは注目に値します。放射線による汚染を懸念して自家栽培は断念せざるをえなかったことが考慮されたものと思われます。 ・認められた金額を月額に換算すると6,500円です。 ・鹿島区では同じような事例で、平成25年2月末まで24万円の賠償を認めた和解事例があります(No,773)。
R2.11.1	№897 定年間近のリストラ	旧緊急時避難準備区域内の勤務先から原発事故を理由にリストラされた、当時50歳代後半の方の和解事例です。平成28年7月末までの就労不能損害が認められています。	・旧緊急時避難準備区域の就労不能損害は、直接請求では平成24年12月までとされていますが、勤務期間が長く、原発事故がなければ定年まで就労できたであろうこと、年齢から再就職は困難なことが考慮されています。 ・早期退職を余儀なくされたことによる退職金減額分の請求を認めた和解事例もあります(No,1378)。
R2.12.1	№1460 避難による葬儀費用増加	避難による葬儀費用の増加分(約31万円)がADR(原子力損害賠償紛争センター)によって認められた事例です。	避難しなければ自宅で葬儀ができたのに、避難したことで葬儀場を利用せざるを得なくなり、葬儀費用が増加した場合、その差額分を請求することができます。ADRへの申立てが必要です。 原発事故前に葬儀が決まっていた場合だけでなく、避難中に近親者が死亡したため、避難先での葬儀を行わなければならなかった場合も請求が可能です。
R3.1.1	№1674 修繕工事代金の請求	旧緊急時避難準備区域の自宅を、平成27年及び29年に修繕工事した費用の一部(約104万円)が認められた和解事例です。	避難中に自宅の管理ができないために、建物に被害が生じることがあります。この場合、20km圏外では、現状回復の必要性・合理性があればこの事例のように比較的高額な賠償が認められます。 本件では、雨漏りが生じていたことや、特定勸奨地点のある行政区であったことが考慮されています。
R3.2.1	№1656 亡くなった家族の請求	鹿島区在住の夫婦について、夫が亡くなった後に賠償請求し、各24万円の精神的損害賠償額の増額を認めた事例です。	この事例では、賠償請求をしないまま亡くなった夫について、相続人である妻と息子が請求し、賠償が認められています。 相続人全員の同意を取れない場合は、相続人の一部で請求できます。夫は障がいを抱えて要介護2の妻を介護したこと、息子世帯だけが避難し、別々に生活することになったことが増額の理由です。

ざっくり和解事例紹介(まとめ)

H26.8～R3.4

日付	和解例№	内容・解説	解説
R3.3.1	№1710 避難期間の延長	緊急時避難準備区域の自宅から、子の通園・通院のため母子のみ平成28年3月まで避難していた方の和解事例です。子2人の幼稚園の通園状況や、幼稚園と病院とが連携して対応する必要があったことなどの事情から、避難を続ける必要が認められたため平成26年3月までの慰謝料の延長が認められました。	避難先での通学・通院により母子が安定して生活できていたこと、帰還すると安心して生活できる環境を失うおそれがあったことから避難延長の必要性を認め、慰謝料の増額が認められました。
R3.4.1	No.1692 営業賠償の再計算 (増額)	市内事業者の営業損害について、直接請求での東京電力による損害額の算定をADRセンターが見直して、追加賠償が認められた事例です。	原町区で機械部品加工業を営む事業者の営業損害について、直接請求では「原発事故と相当因果関係が認められない売上減少が含まれている」として、売り上げから取引先I社の売上額が差し引かれてしまいました。しかしADRセンターへの申し立てによって、基準年度の売上額に加えられました。さらに原発事故の影響の4割合が算定し直され、追加賠償が認められました。